

『取付管口穿孔技士』検定試験制度の概要

検定試験制度の目的

管きょ更生工事の施工にともない実施される管きょ内に人が入って作業の困難な口径800mm未満の下水道管きょの取付管口及び流入管口等の穿孔作業において技術の向上、品質の確保を目的として、必要な知識や仕上り基準に関する講習及び模擬管路において穿孔機を用い取付管の管口穿孔を行う技能検定試験を実施し穿孔作業を行う技能者に対して「取付管口穿孔技士」の資格を認定する。

検定試験制度の構成

品確協にてまとめた穿孔技術要領及び取付管口穿孔基準（管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン）について品確協が養成した講師のもと学習を行い、品確協が定める模擬管路にて取付管口穿孔実技を行い技能の判定を実施します。

受験資格

現場あるいは地上での穿孔実務経験があり、所属企業からの申請及び施工を経験した管路更生工法を有する更生工法協会より推薦された者。

技術講習

品確協が作成した穿孔技術要領に基づく技術講習を受講

- | | |
|-----------|---|
| [受講時間] | ・ 1時間程度 |
| [教材（基準等）] | ・ 穿孔技術要領（当協会）
・ 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン |
| [講師] | ・ 当協会が主催する穿孔技術要領指導者講習会を修了した者が行う。 |

穿孔技能検定試験

品確協が定める模擬管路にて取付管口穿孔実技を行い技能の判定を受ける。

- | | |
|---------|---|
| [実 技] | ・ 取付管を取付けた模擬配管に対し穿孔機と本管カメラ、取付管カメラを併用して2つの穿孔箇所に仮穿孔、本穿孔を行う。 |
| [検定時間] | ・ 40分間。 |
| [合否の判定] | ・ 品確協に登録された2人以上の判定員の合議によって判定を行う。 |

技能者登録と資格者証の発行

穿孔技能検定合格者証と登録に必要な申請書類、登録手数料の振込証明を品確協に提出していただくことで「取付管口穿孔技士」の情報を管理データベースに登録されと同時に「取付管口穿孔技士資格者証」（以下、IDカード）が発行されます。

登録情報に関しては、年度毎に1度、季刊誌もしくは品確協のホームページにて技能者氏名一覧及び技能者所属企業一覧が下水道事業を実施している発注者様向けに掲載されます。

資格者証（IDカード）

登録された技能者には、「取付管口穿孔技士 資格者証」が発行されます。

資格者証は、表面には、登録番号、氏名、生年月日、会社名、発行日、有効期限、適用（単独管・複合管の区分）、写真が明記される。有効期限は10年間とする。

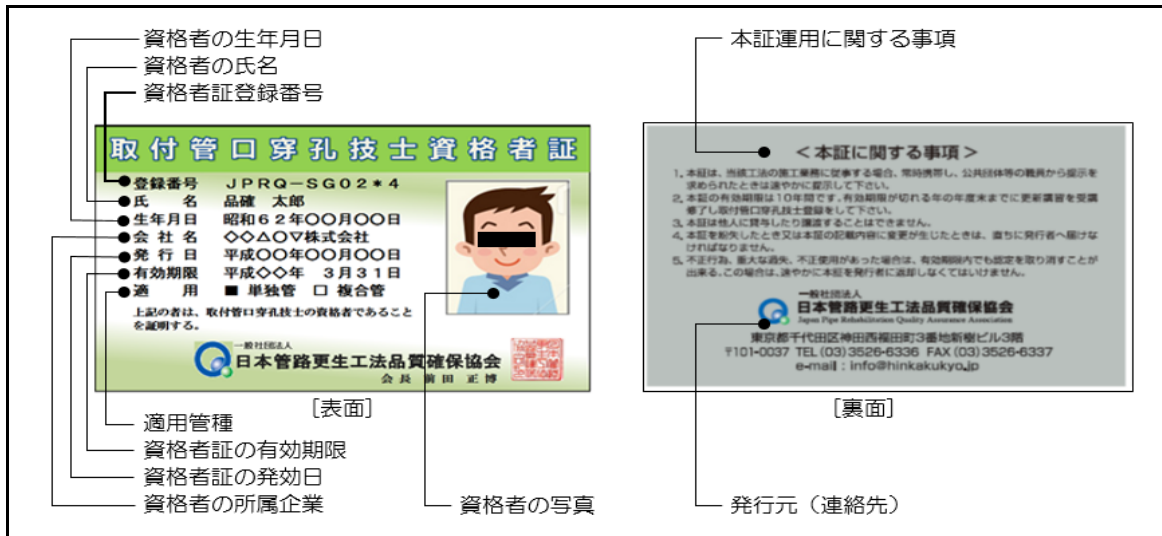


図1. 資格者証に記載される内容

資格者証（IDカード）の更新

資格者証の更新は、有効期限を迎える取付管口穿孔技士の資格者証と、品確協が主催する更新講習の受講修了証を提示した者に対し更新登録及び資格者証を再発行する。

以上

問合せ先：一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会 事務局
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル3階
TEL：03-3526-6336 FAX:03-3526-6337
<http://www.hinkakukyo.jp/>